

## 愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針（案）（概要版）

## 基本方針策定の背景

- 「愛知県多文化共生社会に向けた地域における日本語教育推進のあり方」(2014年2月)  
本県が全国に先駆けて策定し、地域における日本語教育を推進
- 「日本語教育の推進に関する法律」(2019年6月交付・施行)
  - ・国、地方公共団体、事業主の責務等(第3条～第5条)
  - ・地方公共団体は国が策定した基本方針を参酌し、基本的な方針を定めるように努める(第11条)
- 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(2020年6月閣議決定)
  - ＜国及び地方公共団体の責務＞
    - ・国は、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定・実施
    - ・地方公共団体は、地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施

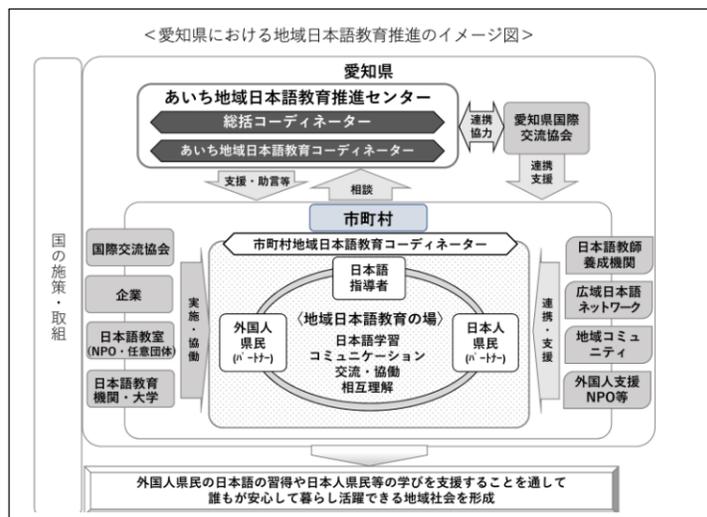
## ○「愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」策定（2022年2月）

## 基本方針の趣旨

- 県内の現状と課題を把握した上で、行政、国際交流協会、企業、日本語教育機関、日本語教師養成機関、地域の日本語教室運営団体、県民など地域日本語教育に関わる様々な主体の役割を改めて整理し、概ね今後5年間の愛知県の基本方針を策定した。
- この基本方針により、2020年度に設置した「あいち地域日本語教育推進センター」における取組をより効果的なものとし、地域日本語教育に関する施策を総合的・体系的に推進していく。

## 愛知県における地域日本語教育の意義・目指す姿

日本語での交流機会に、すべての県民が積極的に参画し、外国人県民の日本語の習得や、日本人県民等の学びを支援することを通して、互いの文化的背景や考え方などを理解し合いながら、誰もが安心して暮らし活躍できる持続可能な地域社会をつくる



- 日本語教育に関わる多様な関係団体・関係者と連携しながら「あいち地域日本語教育推進センター」を中心に推進体制を整え、全県をあげた取組を総合的・体系的に推進する。
- 市町村が主体となり、地域の状況に応じて地域日本語教育の推進に取り組む。
- すべての県民が、対等な立場で相互理解を深め、日本語でのコミュニケーション能力を伸ばす。

## 基本方針

- 生活者として必要な日本語の学習を希望するすべての外国人県民に日本語を学習する機会を保障する。
- 全ての県民が、互いの文化的背景や習慣の違いに理解を深め、日常生活において分かりやすい日本語を使ってコミュニケーションができることを目指して、啓発活動を行う。
- 「あいち地域日本語教育推進センター」が中心となり、市町村、国際交流協会、日本語教育関係機関・団体、外国人を雇用する企業、NPO等が連携、協力する「オール愛知」の推進体制を構築する。

## 県の施策の方向性

## 【リソースの開発・モデル事業の実施】

- 県が開発した初期日本語教育の教材や指導者マニュアルの充実
- ICTを活用した対話型の日本語教室の実施の検討 など

## 【取組の普及】

- 市町村における初期日本語教育の実施促進
- 多文化子育てサロンの実施促進 など

## 【市町村等への財政支援】

- 「愛知県地域日本語教育推進補助金」による市町村等への財政支援 など

## 【課題解決・人材育成支援】

- 総括コーディネーターによる地域日本語教育関係者への指導・助言
- 「あいち地域日本語教育コーディネーター」の派遣による情報提供・助言等
- 地域の日本語教室に関わる人材養成への支援・連携 など

## 【連携・協働】

- 地域日本語教育関係者・関係団体との連携強化
- 市町村担当者会議における情報提供・意見交換
- 企業の取組に対する支援 など

## 【地域日本語教育に関する県民の理解促進】

- 「やさしい日本語」の普及促進
- 地域日本語教育に関する情報提供

## 推進体制

## ○「あいち地域日本語教育推進センター」の運営

## ○「あいち外国人の日本語教育推進会議」の開催

学識者、行政、国際交流協会、NPO、企業等で構成される「あいち外国人の日本語教育推進会議」を「総合調整会議」と位置づけ、センターの運営方針及び業務内容の検討を行う。

